

第 2 号議案

奈良県決定

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全
の方針の変更について

次の付議案を提出する。

令和 4 年 2 月 8 日

奈良県都市計画審議会会長

土政第 41 号の 17

令和 4 年 1 月 26 日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全
の方針の変更について (付議)

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する
同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

第2号議案

吉野三町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（奈良県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

（別添1のとおり）

（理由）

現行の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である「奈良県都市計画区域マスタープラン」は、目標年を平成32年（令和2年）としており、策定から約10年が経過していることから、現下の社会経済情勢を踏まえ、新たな方針を策定する必要があるため。